

社会福祉法人恵神会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵神会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬並びに旅費、慶弔見舞金に関する事項を定め、適正な支出を図ることを目的とする。

(定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 当法人は、役員等に報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び非常勤役員の報酬については、定款第22条に定める金額の範囲内で、理事会及び評議員会の出席等、その都度支給することができる。
- 3 評議員の報酬については、定款第8条に定める金額の範囲内で、評議員会の出席等、その都度支給することができる。

(報酬の額)

第4条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、理事会・評議員会に出席等した役員に対して報酬として、1回につき5,000円を支払うことができる。
- (2) 評議員の報酬は、評議員会に出席等した評議員に対して報酬として、1回につき5,000円を支払うことができる。
- (3) 役員等が理事会・評議員会以外の日において、法人業務の運営のために業務に当たった場合は、1回につき5,000円を支払うことができる。

(出張命令)

第5条 理事長は、役員等に法人運営に必要な役員等研修、その他業務の円滑な遂行を図るために、出張命令を発することができる。

(旅 費)

第6条 役員等の旅費は、合理的な経路により計算した実費とする。ただし、予算の都合により打ち切り旅費を支給することができる。

(タクシー運賃等)

第7条 役員等が出張中、タクシー、ハイヤーその他これに準ずる交通機関を利用した場合で、特に法人が必要と認めた場合は、その実費を支給する。

(宿泊料及び日当)

第8条 役員等の宿泊料及び日当は次のとおりとする。

宿泊料（上限）	日当（1日当）
15,000円	5,000円（県内） 10,000円（県外）

(私有車での出張)

第9条 役員等に法人所有以外の自家用車等による出張を命じた場合は、燃料費・車両損料・保険料等を含む車両使用料として、1kmあたり50円支給する。

2 私有車による出張中の車両の損傷・事故にかかる全支出は、すべて自己の負担とする。

(旅費の精算)

第10条 旅費は原則として概算払いとし、帰着後1週間以内に精算を行うものとする。

(報酬の支給方法)

第11条 常勤役員、非常勤役員及び評議員の報酬については、4月から12月の当該会議等分を12月、1月から3月の当該会議等分を3月にまとめて支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

(費用)

第12条 役員等がその職務の執行に当って負担し、又は負担した費用について支払うものとする。

(慶弔見舞金)

第13条 役員等の慶弔見舞金は次のとおりとする。

- (1) 傷病見舞金：20,000円（10日以上入院の場合）
- (2) 死亡慶弔金：香典30,000円と花輪一対又は生花一対
- (3) その他：上記の他、理事長が必要と認めた場合

(公表)

第14条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成30年6月20日より施行する。 (第8条)

